

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

令和 7 年 11 月
水産庁漁業保険管理官

I. 改正の趣旨

本政令案は、漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号。以下「令」という。）について所要の規定の整理を行うほか、養殖共済の対象とする養殖業の追加等を行うものである。

II. 改正の概要

- 1 漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業等に関する所要の規定の整備【令第 5 条、第 6 条、第 11 条、第 12 条及び第 17 条関係】

漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業及びその対象とする漁業の種類による区分について定めるとともに、漁獲・特定養殖共済の創設に伴うその他の所要の規定の整備を行う。
- 2 漁獲・特定養殖共済の共済限度額の算定に関する特約の対象となる漁業の種類
の漁業に関する規定の整備【令第 16 条関係】

漁獲・特定養殖共済の対象とならない漁業の種類
の漁業に係る生産金額を同共済の対象となる漁業の種類
の漁業に係る生産金額に算入することができる特約の対象となる漁業の種類
の漁業は、共同漁業権に基づく漁業法第 60 条第 5 項第 1 号の第一種共同漁業（第一号漁業を除く。）に属する漁業の種類である漁業とする。
- 3 養殖共済の対象とする漁業の追加等【令第 18 条から第 20 条まで、第 25 条第 1 項及び第 2 項、第 35 条並びに第 44 条第 4 項及び第 5 項関係】

養殖共済の対象とする養殖業及びその対象とする養殖業の種類による区分について定めるとともに、養殖共済の対象とする養殖業として「ひらめ養殖業」、その対象とする養殖業の種類による区分として「ひらめ陸上養殖業」を追加等し、これに伴い、疾病を共済事故としない養殖業を追加すること、当該養殖業の再共済区分及び保険区分への追加並びに当該養殖業に係る共済掛金の補助率等の追加等を行う。
- 4 いけす単位で共済金の支払を判断する特約の導入に伴う規定の整備【令第 25 条第 4 項及び第 5 項関係】

同特約の対象とする養殖業の種類を定めるとともに、同特約において共済金を支払うものとする損害割合及び同特約において共済金を支払わないものとする損害

割合を8割とすることを定める。

- 5 2以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済に係る連合会の再共済金額における団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法に関する規定の整備【令第35条関係】

2以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約が対象とする漁業の種類のうち主要なものに係る漁獲・特定養殖共済についての漁業共済事業により組合が負う共済責任に係る危険の態様を勘案して定めなければならないものとする。

- 6 共済契約における保険区分に関する規定の整備【令第38条関係】

2以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約にあつては、その対象とする漁業の種類のうち主要なものに係る区分を適用することとする。

- 7 共済契約における共済掛金への国庫補助に関する規定の整備【令第44条第1項関係】

2以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済の共済契約者に係る共済掛金の国庫補助の要件は、当該共済契約に係る当該漁業の種類に第2号漁業又は特定養殖業に属する漁業の種類が含まれないこととする。

- 8 その他枝番号の解消を行う等の所要の規定の整備を行う。

Ⅲ. 施行日

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年4月1日）